

54 美しい農村再生支援事業

【96（300）百万円】

対策のポイント

農村の棚田や疏水等の有する美しい景観や伝統等の総合的な価値を農村の付加価値として新たに蘇らせ、農業・農村の活性化を図る取組を支援します。

<背景／課題>

- ・地域に受け継がれてきた棚田、疏水等は、日本社会の形成過程や伝統文化、経験に裏打ちされた持続可能な資源管理の方法など、農村の総合的な価値を構成していますが、現代においてはその価値が希少化するとともに、保全・継承が困難化しています。
- ・農村の景観、伝統等の価値の現代的な意義を評価し、現代及び将来の日本社会に提供する農村の付加価値として再生するとともに、美しく伝統ある農村を次世代に継承する取組を支援する必要があります。

政策目標

平成29年度までに50地域で、農村の総合的な価値の再生・継承に向けた取組を実施（平成26年度～29年度）

<主な内容>

日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区、国際連合食糧農業機関（FAO）が認定した世界農業遺産（GIAHS）に該当する地域を対象に以下の支援を行います。

1. 農村の価値の向上・継承

66（260）百万円

農村の有する景観や伝統等に着目し、地域住民を巻き込みながら、農村の総合的な価値を向上・継承するための活動計画づくり・体制づくりや、地域産品のブランド化等の地域活性化の取組の立上げを支援します。

（補助率：定額（1計画当たり上限600万円等）
事業実施主体：市町村等）

2. 残したい農村資源の保全・復元

30（40）百万円

体制づくりや取組の立上げ等の上記1の活動に併せて必要となる棚田や疏水等の農村資源の整備を支援します。

（補助率：1／2等（1計画当たり上限1,700万円）
事業実施主体：市町村等）

[お問い合わせ先：農村振興局地域振興課 （03-3501-8359）]